

## 寛政異學の禁に就て（承前）

教授 本 田 弘

### 本論第一 學派畧説

學に門戸を立てゝ、互に排擯する弊は、古今東西往々ある事なるが、徳川時代を通じては、殊に其の潮流が激しかつた様である。彼の三百諸侯が政治的に睥睨してゐた通、思想界に於ても數多の儒者者が各其疆域を守つて、苟くも相下らなかつたのは、寧ろ當時の見ものであつたらう。最初

藤原醒窓元和五  
没年五九が釋氏の門を脱して、専ら程朱窮理の説を唱へてから、鎌倉このかた天下に霸たり

し禪僧の學は遂に廢れて朱子學勃然として興つた。鳩巢小説などによるに、正保の頃、後光明天皇侍講に仰せらるゝやう、佛學は面白き物ながら体ありて用なき物なり、儒學とても漢唐古註の説は粗淺にして着實ならず、自今以後君臣共に程朱新註の説を用ふべしと。亦以て宋學の興る氣運を窺ふに足らう。さて醒窓の門下には林羅山信勝明暦三没七五堀杏庵寛永一  
九沒五八、松永尺五昌三明暦三没六六、那波活崩元沒五七（以上藤門の四傑）、吉田素庵、石川丈山、菅玄同の徒相踵で出で、慶長九年には家康、羅山道春を幕府の儒臣となし、政刑典儀就て議せざるはなしと云ふ有様であつた。五代將軍綱吉殆んど學に狂し、元あつて、足利以後文學が僧侶の手に歸せしより、儒家と雖も猶は剃髪して僧形であつたのが、この時からして形を改め、士籍に列するとなつたのである。蓋し林家の學界に於ける勢力は、此頃が絶頂であつたであらう。さてこの綱吉將軍の頃は、世は全く太平の世であつて、しかも官は世襲な

る所から、下流の輩は、立身の道なく、舉つて將軍の最も好み最も自由を許せし文學社會に向つて走つた。そこで恰もかの王朝時代に於て、高僧大聖の績をとして出でたる如く、綱吉時代に於て、學者の輩出したことは、前後無比であつた。而して諸藩もまた此風雲につれて、争つて學者を招聘し、傍ら政治の顧問たらしめた。備前岡山の池田光政對熊澤蕃山、會津の保科正之對山崎闇齋、水戸の光國對朱舜水の如きは其最も顯著なる者である。

斯くて崇文の風民間に起り、漢學益旺盛なるにつきては、研修の間に多少主義を異にし、異見を挾む者あるに至るは、これ勢の自然である。寛永の頃近江の人中江原○藤樹、慶安○元沒、四一始めて王陽明全書を得て、篤く其説を信じ、躬行を先にし、文詞を後にして、人賢愚となく歸する者多かつたと云ふことである。この陽明學派の繼續者は即ち熊澤了介藩元禄四没、七二で、他に三輪希賢、大鹽平八郎の如きあれど、余り廣く行はれなかつた。それも此學派が未だ全く程朱の範圍を超脱して居らなかつたからではあるまい。

蕃山は宋儒性理の説を以て満足せず、直ちに儒道を政治上に試みんとした人である。同門の士西川と云ふものゝ著顯非の中に、蕃山を罵り、「中江の學派に背き、王陽明まで挫けるは高慢なり、已れが分量知らざる痴者」と云へるを見れば、藤樹の主義とも多少異つてゐたらしい。古賀精里は評して、「熊澤氏其學非王、非禪、自成一家、其談及道學者、多憑臆杜撰、牽強支離、要之、不免爲功利空寂之歸、然其氣焰、足以攝人、器幹足以亡事、豈世之庸腐乖僻汨沒章句者之所冀其万一哉」と云つて居る。かれが岡山の藩主光政に仕へて、王霸の別やら耶蘇教排撃の無益を説き、佛教の專横必ず天下を亂さん事を云ひ、自由の光を認めざる當時の社會に對し、根本的改革の氣風を鼓

吹したる其識見は誠に廣大卓絶、いかにも一代の英物に相違はない。

林門の山鹿素行甚至左衛門、貞甲州流の軍術を學び、竊に朱子學の心術に偏して實用に迂なるを疑ひ、聖教要略を著して文武の大道を述べたが、これが抑我邦の儒流の程朱を疑ふた始であらう。先哲叢談にも「伊藤堀河物赤城輩、以一家學風靡海内、素雖氣運之使然、其嚆矢之任、不得不讓諸於素行矣」と書いてある。

さて其始めて大に盛なるものは、例の山崎派の學であつて、先是四代將軍家綱の時、神官吉田兼敬、其女を以て家綱の妾とし、遂に幕府に親近するを得て、盛んに神道を説き、天下の神社は多く吉田家の管轄に歸した。吉田家の弟子に吉川惟足と云ふものがある。山崎嘉右衛門閻齋、天和二年六月は實に此系統を受けて居る。嘉右衛門性桀驁、幼にして妙心寺に僧たりしが、年二十五の時還俗して宋學に入り、晚年又神道を修めて、名を垂加と改めたので、垂加流の神通といふとも弘まつた。要するに山崎派は神儒佛の相の子然たる一種異様の朱子學である。那波魯堂の學問源流に云「萬治寛文の比に及び、山崎嘉右衛門出て新説を立て云々、凡讀む所の書數種に止まり、歴史四書の類は一切讀むに益なしとて禁じ之云々、敬義の説に從ふ人は、十人は十人、百人は百人、幾誰タリに聞ても印し出せる書畫の如く一樣なり、平生學談を以て他門の人々に交はらず、唯其同朋と交はるのみなり云々、閻齋派の學問朱子の書に於て取捨する所はあれど、朱子の説を非とするとはなし云々」と、これで其一斑が分るであらう。淺見納齋三宅尙齋等之を繼いで此學一層盛んに行はれ、世を以て計らば殆んど十分の三に居れりと云つてある。

寛永の頃からもして既に南學派、東學派、關西學派などの名稱は稱へられて居つたが、山崎氏は南學派

で即ち土佐の南村梅軒、谷時中、野中兼山、小倉三省の流である。京學派とは醒窓の門人の京より散在して諸侯に仕へ各自子弟を教育するもので、關西派一名江西學派は中江熊澤の徒であるが、後ち京派は水戸派に合し、關西派は南學派と合した跡がある。この水戸派及南學派は實に王政復古の先驅とも云ふべく、水戸派は暫々措き、南學派では三宅尙齋の弟子山縣大貳は柳子新論を著はし、淺見納齋自らは彼の有名なる靖獻遺言を著はし、其弟子三宅觀瀬は中興鑑言を著はし、觀瀬門下の竹内式部は山縣大貳と共に急激なる排霸主義であつたことは、誰も能く知つてゐる所である。

(水戸派→近江戸→溫和→尊王論→安政以後に敗跡を現はした  
南學派→近京都→急激→討幕論→天明前后に蹉跎した)

閻齋の後三四十年、貞享元祿の頃、熊澤伯繼と時を同ふして京都の人伊藤仁齋維楨、寶永二年没、七九が出て始て宋學を排斥し、別に一家をなした。其主旨は、性理の學は孔子の本意でない。孔子の説く所は、性と教を兼ねるものであるとして、論孟を以て宇宙第一の書となし、大學は孔子の遺書に非ずとまで論斷した。その所説林門一派の固陋偏狹なるに似なかつたので、四方風を聞いて從ひ學ぶものが頗る多く、子の東涯長胤、元文元没、六九は云ふも更なり、並河天民、北村可昌、荒川景元、中江眠山の徒盛んに師説を主張し、或は著述に或は文章に其光采を煥發したるによつて、さしもに強き朱子派の城壘も茲に一大打撃を蒙つた。世間此學を古義學又略して古學と云ひ、又た其人があつても仁齋學と云ひ、其所にあつても堀河學とも云つてゐた。先哲叢談に云、「仁齋實爲一代儒宗天下學者四面來歸之、東涯が蓋譽錄曰、先人教授生徒四十四年、諸州之人無國不至、唯飛彈佐渡壹岐三州人不及門、執謁之士以千數」と。學問源流に云、「元祿の中頃より寶永を経て、正徳の末に至るまで其學盛んに行はれ、世

界を以て是を計らば十分の七と云ふ程に行はれ、元和寛永の風なるは甚稀なり」と。此勢を以て進みたる仁齋の復古學も、寶曆の末の方井上金峨の出づるに及び、余程衰微に赴いた。

當時又文壇仁齋を目して一派の首領となし、詰難攻撃した者は多々であつたが、其書に顯はれた者では山崎泉の大學辨斷に對し淺見絅齋の大學辨斷があるの大高芝山の適従錄、物徂徠の護園隨筆、稻葉正義の初學菴蕪辨等であるそうだ。又仁齋と情交密であつた米川一貞と云ふ人は、書を仁齋に移して朱學を排することを戒めたけれども、仁齋が聽かなかつたので乃ち絶交書を送つたろうだ。

東涯は終身仕途に就かず、所謂溫良恭儉讓の美質を以て家學を紹述した人で關西また異學を講ずるもののが無かつた位である。しかも東涯門下より出でて異説を唱ふるもの、青木昆陽の如き、松岡玄達の如き、高養浩の如きものがないではない。

關齋學仁齋學と相並んで別に一旗幟を建て、恰も三家鼎立の姿を爲しき者は木下順庵其人である。

順庵貞幹、錦里、元祿二沒、七八初め京師に帷を垂れ、名海内に振ふ、後加賀侯に召され、更に綱吉に仕へて儒官となるや、林氏以外に學者仕進の途を開いたので、隱然大勢力を作り、續いて其門人新井君美白宣直、清鳩雨森東芳東洲などの秀才が幕府や諸侯に仕へて頗る信用せられたが爲め、宋學の宗家林氏の權は愈益減殺した。蓋し其學唐宋を差別せず、詩文を兼修し、通曉融徹を主とするによつて一方より之を觀れば古學も亦順庵の開く所と謂つても可い。

木門に人才の多かつたことは、古來有名で、其中でもまづ指を君美、直清に屈する。君美享保一〇没、六九は六代家宣に寵を受け、直清享保一九は八代吉宗の侍講となつた。雨森東、松浦儀之に次ぎ、屢々外國の使節に應對した。文章には祇園瑜、西山順泰、南部景衡、史學には三宅絹明、榎原玄輔、徳行には岡島達、岡田文、堀山輔、向井三省、石原學魯などがあるて實に綺羅星を飾つてゐた。柴栗

山の如きも順慶をば大に敬慕してゐたやうである。

既にして元祿の比、江戸の人物徂徠が現はれた。徂徠<sup>荻生惣右衛門字茂卿</sup>始め朱子學を信じ、仁齋の復古學を駁して居たが、いの護國道筆の未定見の作たる確証ハ徂徠荻門書の中に見出した、後ち發明する所あり、盡く舊學を廢て、亭然として卓立した。<sup>曰く、「護國道筆」不俟未熟の時の書に候御用なされ間數候。仁齋一生の學を窺へんには、答問書辨道辨名論語發を讀むべし。孟子義を見るべく、徂徠一生の學を見んには、語孟文義記に松崎君修の説を出でる。</sup>門弟太宰彌右衛門春臺、安藤仁右衛門東野服部小右衛門郭さては山縣周南、龜井道載、大内承裕、平野玄中等相率ゐて師說を奉じ、古學を鼓舞したので天下の學者一時靡然として古文辭學に向ひ、宋學爲に生色なしであつた。例の學問源流に云「徂徠學享保の初年には江戸に専ら行はれ、其餘は江戸にて其學を習ひ、其國に歸りて其說を唱ふる人稀なり、京都には東涯の學盛んにして、徂徠の學は新奇の説なりと云ふ人はあれども學ぶ人は甚だ少なし、其の後漸々徂徎の説に從がふ人多くなり、遂に關西九州四國の邊まで盛んにして、東涯の學をする人は次第に衰ふ、况んや闇齋の流をする人は絶ゑて稀なり云々、元和寛永の比の風は言出す人もなく、唯春夏の比遠國より京に來る遊人など彼の醒窩羅山の古跡を探討し、或は一乘寺村の詩仙堂を問尋ねて見るばかりなり、徂徎の説享保の中年以後は信に一世に風靡すと云ふべし」と。蓋し徂徎の胸襟は極めて廓大で極めて虚驕で、れのが門人にも力めて牆壁を撤し、孤心を去り、何人にも交際し、何の書をも讀むやうに勧めてゐた。彼は朱學を斥けた。しかし醒窩を尊んで王仁眞備道眞と共に學宮に祀るがよいと謂つてゐた。彼は仁齊の學を謗つた。しかも其人物を賞揚した。かれ嘗て曰く、學問の道は飛目長耳と。徂徎はかくも儒家當時の氣習と反對に凡て開放主義なりしに係はらず、尙ほ時勢にはだされし跡は掩ふはをぬ。元祿年間なれば柳澤吉保に仕へて幕政に與つたことがある。其後正徳年間新井白石の大に用ひ

らるゝや、事に元祿の制を破つて仕舞つた。徂徠窃に之を憤つてゐたが、享保に至り將軍吉宗白石を黜け再び徂徠を任用するに及び、徂徎又た悉く白石の正徳の舊に反せんとした。元祿十五年大石良雄の仇討あるや、室鳩巣は之が爲に義人錄を著はし、栗山愿も亦稱して烈士となした。さて翌六年間罪の議が起り、林春常詩を作りて着死を諷せしも、執政吉保徂徎の言を容れ遂に切腹を申付けた。此等も矢張學汎の勢力消長に關するかと思はれる。佐藤直方大宰卿も非義士論者であつた。かの享保七年の上ヶ米の令も元來熊澤以下の議論ではあるが徂徎が此説を主張したが爲め、將軍も誠に發せられたのであつて、しかも鳩巣獻事錄を著はして深く其非を論じ、十五年に至つて遂に復舊したのである。

徂徎と仁齊は當世文壇の二明星があつたにつれ、後世此二人を比較品鑑するものが段々ある。例へば文會雜誌に「仁齊は深く朱氏家の書を反覆見て悟を開きたるものと覺ゆ、徂徎は不然、四書叢註などにて一通の朱學をせられて、さて古書を博く見て、文章を自由に書き、學問丈夫になりて後、六經を一時にクリラリと曉明たると見ゆるなり」とあるが如き、又は朱子崇拜者なる高養浩の時學鉢炳下巻に仁齊を評して「學雖奇僻、志趣不凡、生長京師、困阨閭里、是以矜將慎完、操行無瑕、猶能講義理、不失鄉先生也、所惜小器易盈、識見未疊中畧從商量六經邊事、如貧子之說『金』と云ひ徂徎が評して「學力有餘、志氣豪華、彼居東都、拜趨候家、是以傲岑雄張發一時之異見、凌先輩使生徒臺衍支離、其說多虛誕」と云へるが如き、簡單なる所では清水濱臣の泊宿筆話に「高津阿闍梨は仁齊先生になぞらうべし縣居翁は徂徎先生によく似かよいたる所あり」と記せるが如き、其他幾もある。蓋し物門は嘉隆李王の教に數ひし丈け、震澤の傳によれば徂徎は義談續編柳川

従の古文辭學は其實、端を寛澤に開くさるる仁齊派の經義の實に據りしものに比べれば、到底浮華の弊を免れぬ。この往々文辭を彫琢して強て高風に走る弊風は纏て寛永の頃までは盛んであつた（徂徠を説きし書には宇土新の語考、五井蘭州の非物、中井竹山の非微、服部蘇門の燃屋経などがある）。

以上略陳する通、寛永寛文の交へから正徳享保に至る凡一百年間の思想界は宛も戦國割據の姿であつて、試験論難毫も假借する所なく、學者皆霸氣を帶び、同黨伐異を事としたので、氣通の向ふところ、明和安永の頃に至りたのづと仲裁の勞を取り、調停の説を唱ふるものができる。これが所謂折衷學派である。折衷とは漢學の註疏を取捨し、宋明の諸説を折衷する謂であつて、つまり朱子派守株の弊と古學派過激の失とを補正しようと云ふのである。現今和歌壇や俳諧壇で新舊兩派が衝突しているが其さま朱子派古學派の衝突とよく似ている。して見れば今の和歌壇や俳諧壇にも、いつかは折衷派が堂々と現はれるであらう。さて例の學問源流に折衷派の消息を漏らして云へらく、寶曆の頃より種々に徂徠の學を疑ふ者多く、専ら學ぶ人少く、詩文も亦必漢以上盛唐を口にせず、又閻齊にも非ず、東涯にも非す、陸王の派を習ふは尙稀なり、程朱の學を習ふかと見るに、必ずしも信して習ふにもあらず」と。此派の主唱は井上金峨天明四年没五三であつて原雙桂、梁田駿嚴、祀平洲等が其後を紹いだ。此頃又細井德民、澁井孝德、賴春水、中井積善、同積德など東西相應じて經字文童に力め、共に大に舊時の面目を改めた。此後村瀬榜亭、巖垣龍溪など古註學の大家かいで、江戸には山本北山、龜田鵬齊名を一時に輩かし、太田錦城は稍後れて出た、北山殊に古文修辭の弊を矯め錦城殊に經義發輝の功を積んだ。

斯くて諸藩の學館までも折衷主義を執る者多きに至り、續て又考證學が起つた。これは金峨の門人

吉田竪堀<sup>寛政一〇</sup>が安永天明の交へに始て唱へた一派で、支那の考證の學の此方へ移つたのである。幕末の學問は盡く此臭味を帶びたりと謂つてもよからう。

先是三宅石庵、中井登庵、五井持軒等尙ほ程朱の學を奉じて終始變せず、中にも登庵享保中大坂に懷德書院を開き<sup>私學は仁齊の堀川學校が嚆矢である、是より苟も經學文章を以て名を爲す者は皆私塾を持てゐた、此懷德書院の如きは殊に大きかつた。</sup>旗幟鮮かに物祖の學と相抗すること殆んど仇敵の如くであつた。寛政二年幕府の儒官<sup>天明八年儒官となつた</sup>柴野栗山<sup>化五</sup>、彦助<sup>文</sup>、<sup>◎</sup>、<sup>◎</sup>、<sup>◎</sup>、<sup>◎</sup>、<sup>◎</sup>、<sup>◎</sup>異學の禁令を發せしめた。

### 異學禁止の令文

憲教類典卷四の八、憲法類集卷七、諸例彙纂卷七等に載つて居る

寛政二年五月二十四日松平越中守御渡

林大學頭

### 朱學之儀に慶長以來

御代々御信用之御事ニ而、已に其方家。代々古學風維持の事被仰付置候儀ニ候得ば。無油斷正學相勵。門人共取立可申答ニ候。然る處近頃世上種々新規の說を出し。異學流行。風俗を破候類有之。全く正學衰微之故に候哉。甚不相濟事ニ而候。其方門人共之内ニモ。右牴學術純正ならざるもの折節は有之様にも相聞。如何に候此度聖道御取締嚴重ニ被仰付。柴野彦助、間田清助儀も、右御用被仰付候事に候得ば、能々此旨申諭し、急度門人共異學相禁之、猶又不限自門、他門、申合、正學講究いたし、人才取立候様相心掛可申候事。

此禁令一たび發せらるゝや、忽ちにして天下囂々詆謗百出、上命は默從するの外なかりし當時に於てすら、彼等古學の徒、若くは折衷學の輩は、口角沫を飛ばし筆硯聲を爲して、此禁令に抗辯した。就中伊東藍田、豊島豊洲、塚田大峰大川、戸崎淡園、市川鶴鳴（以上江戸の五鬼）、山木北山、龜田鵬齊（所謂下町學者）、などが最も畏憚せられてゐた。京都にも亦皆川淇園<sup>此時既沒</sup>、嚴垣龍溪、林瀬榜亭、佐野山陰の四大家が嚴然たる古學の陣を張つてゐた。赤穂の赤松滄洲<sup>爲亨和元既沒</sup>は態々書を栗山に寄せ、大に禁令の不可なる所以を論せしも、栗山答へず、却て終始栗山に左袒せる備前の西山拙齊<sup>寛政一没</sup>

論

が栗山に代つて滄洲に答辨した論書其他前陳の塙田虎三没天保八八年を始とし松川進修等も書を執政及諸教官に上つて其不可あるを述べ遂には大學頭林信敬までが幕府の所置を善しとせず、上書建言(?)する所ありしも、これまた聽かれず。越ゑて寛政五年信敬の卒するや、樂翁公定信は松下乘瀧の次子乗衡を勧めて、林家を繼がしめ、大學頭となし、同七年衡の請を容れて、聖道の組織を大に改め又栗山及び尾藤二洲良助孝筆文化の建議によつて、さきの異學排撃の法令を今一步進めて、朱子學を奉せざる者は敢て進仕することを得ざらしめた。尤もこの進仕の禁の本文は、憲教類典以下には遂に見當らざりしも、孰れの書何人の説にもかかる令の出でたりと云ふこと丈けは見ゆるを以て必ず事實に相違はなからう。大槻博士秘藏の文書流風餘韻に左の書面がある。

昨日得御意候自家の説を申立候者共之義其節も申候通輕薄無禮無申方事ニ存候個様之輩は縱使小能御座候共斥ケて呼出し不申  
が直に教化の一事にも相成可申候且又孔子流と稱し候輩好名を以自ら名ふ人を欺き申事別而可惡候古學と申名も同意に有之  
候得共責而其名聞き能候凡て自己を張ん爲自稱を貢く致候類ハ皆斥け申度事ニ存候是等之事御申立被成候も只儒者御奉公之一  
事に可有候へば存付書認得御意候猶次刻拜面可申盡候委曲ハ相略し申候已上

九月六日

岡田清助様

尾藤良佐

按するに、岡田は寛政元年に召され、尾藤は同三年に召されたから、此文書は寛政三年以後のには相違なきも、何年の九月六日なりやは詳ならず。只これよりして、如何に七年の禁令が疾くより準備されつゝありしかを推測するに足る。

第二禁令出でて群議益匈々たりしも、威壓の結果は遂に全國に及んで、米澤岡山萩佐賀仙臺熊本の諸藩も皆朱子學者を擧ぐるに至り、所謂異學の徒は江戸を除く外次第に徹廻して、互に門戸を強る

氣風も爾然として減殺した。いでや其顛末を次章に於て話さう!!!

因云 各學派の主義如何は問答早學問及び學語に於て簡明にものせられてゐる

### 徳川幕府の地租に就きて（承前）

木 南 生

徳川幕府は前述の如く重に檢見定免の二法を用ひ其の中葉に至る迄は二法を并用し、或は時々換用したりしが、八代將軍吉宗の時に至り、代官をして農民に懲諭せしめ、漸を以て檢見取の法を廢し悉く定免の法を行はしむとの事諸書に見へたり。されど寛政改革に於ける柴野栗山の上書を見るに只今御年貢御取立は、見取と申物に御坐候間、百姓共殊の外不出精に相成、五穀も不出来御坐候とあり。且つ前述せし如く、享保中新に有毛檢見の始りしを見れば、定免の法は單に布令に止りて、一般直轄地に波及せざりしものに似たり、元より當時の儒者は民を餓へしめざるを以て施政の大主眼となしし事なほ孔孟の如くなりしかば、定免は民をして豊穣豊なる能はず凶歳には死亡を免れしめざる苛法なりとて、一般の反抗を招きしは諸書に散見する如くなりしを以て、實際は容易に定免に變ずる能はずして推移せしに似たり。されば徳川時代の課稅法は、重に檢見取なりしと云ふも過言にあらざるべし。

檢見取の弊害多きは始めに喝破これを喝破し、後には栗山これを唱導せり。  
只今の御年貢取立は、是を定免と申物にも被仰付候らば、百姓共も出精仕五穀も能出來可申